

協 定 書

姉川沿岸土地改良区理事長 滝本 善之 (以下「甲」という。)と
転用関係者 (以下「乙」という。)
および転用組合員 ほか 名 (以下「丙」という。)は
のため農地転用に伴う姉川沿岸土地改良区の地区除外すべき土地に
かかる土地改良法第42条第2項の規定による決済金および転用後の土地改良事業に対
する措置などについて下記のとおり協定を締結する。

記

第1条 農地法第 条の農地転用に伴い地区から除外すべき下記の土地に係る賦
課金、負担金負債等の丙の甲に対する決済すべき債務は乙が引受け乙は丙に代り
直接甲に対する決済の義務を負うものとする。

土 地

大 字	小 字	地 番	地 目	面 積

第2条 乙が丙から引受けをなし甲に決済すべき債務は金 円也とする。

第3条 前2条により甲が乙から徴収すべき決済金相当額は、この協定締結と同時に
甲の決済金の予納告知書により乙は甲に予納の義務を履行するものとする。

第4条 前条の予納金は農地法の規定による農地転用の許可ありたる後甲は直ちに第
1条及び第2条により甲が乙から徴収すべき決済金に充当するものとする。

2 甲は前項の決済金の充当をしたときは直ちに乙に精算の通知をするものとする。

第5条 乙は営利目的のため水利設備および水使用にあたり地区内農地のかんがい水
に支障をきたし、もしくは土地改良施設の利用を害しないよう措置を講じなけれ

ばらない。万一これらの原因により地区内農地のかんがい水に支障をきたし、
もしくは土地改良施設の利用を害したときは乙は甲に対し損害の弁償をなし、も
しくは甲の申入のあったときは乙は土地改良施設の代替施設その他必要な保障施
設をしなければならない。

第6条 乙は甲の許可なく地区内の土地改良施設から引水設備をなし、流水を使用し
もしくは土地改良施設に汚水および廃液を放流し、またはこれらにかかる一切の
物件を設置してはならない。万一これらの行為により土地改良施設を害しもしくは
は損じたときは、甲は原状回復その他必要な措置を乙に命じ乙は損害その他全て
の責を負うものとする。

第7条 甲が施行する将来の土地改良事業に対し敷地を使用しもしくは土地改良施設
をなす必要が生じたるときまたは土地改良施設の維持管理その他事業遂行のため
乙に協力を求めたときは全面的に乙は甲に協力するものとする。

第8条 この協定において定められた事項につき疑義が生じたとき、または協定を変
更する必要が生じたときはその都度甲と乙とが協議するものとする。

以上の協定を証明するため本証3通を作成し、甲、乙、丙は記名
押印してそれぞれ一通を保存するものとする。

令和 年 月 日

甲 姉川沿岸土地改良区理事長 滝本 善之 ⑩

乙 住 所 氏 名 ⑩

丙 住 所 氏 名 ⑩